編集/政策局市長室広報課 ☎0798·35·3400

今号の主な記事 ◇太陽光発電システムの設置などに補助金交付…3面 ◇食中毒にご注意を

◇子ども広報員を募集

◇「みやっ子すくすく」赤ちゃんモデル募集 ◇観光案内所が阪急西宮北口駅構内にオ

くりを支

●発行(毎月10·25日)/西宮市役所:〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798·35·3151(代表) ●ホームページ http://www.nishi.or.jp/

☑ vo_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふろむ西宮」http://www.nishi.or.jp/i/



おりです

国保の被保険者になる人

の国保の加入者は10万5480人 宮市の国保に加入することになり 療制度に加入している人などを除職場の健康保険や後期高齢者医 ます。平成26年3月末現在、本市 いて、西宮市に住んでいる人は西

> 国保の財政状況 医療費等は約318億円

別会計の状況は左下グラフのと平成26年度当初予算の国保特

ています。 市の全人口の約2割を占め

医療費など)が7割を占めて 歳出については、 (国保が医療機関に支払う 保険給付

険料が約4分の1で、その 度の拡充のため、10億円を上 き、保険料率の抑制や減免制 のほか、24年度から引き続 度も、通常行われる繰り入れ の繰り入れについては、26年 金)などです。この一般会計 一般会計からの繰り入れ(税は国や県からの補助金や市の います。歳入については、保

受診方法・場所は、受診券に ださい。年に1回の健康チェ 同封している案内文をご覧く は受診券を送付しています。 ックをする良い機会です。 なお、特定健診の対象者に

増加する医療費

年間1人約3万6000円

平成24年度の市の被保険者

6億円

32 31 28

(単位:万円) 被保険者1人当たりの医療費等 平成20年度 21年度 22年度 23年度 24年度

定健康診査を実施するなど皆さんの健康づくりを支援するととも政運営が続いています。国保では、4歳以上の加入者を対象に特術の高度化などにより毎年の医療費は増え続けており、厳しい財の繰入金などで運営しています。しかし、急速な高齢化や医療技

問合せは国民健康保険課(0798・35・3116)へ。

将来的な医療費の伸びを抑えることに努めています。

出し合って必要な医療費に充てる助け合いの制度です。

国保制度は加入者が納める保険料と、

国・県からの補助金や市

をしたときに、安心して医療を受けられるよう、日頃からお金を善国民健康保険(以下、国保)は、加入者の皆さんが病気やけが

健康づくり支援します 特定健診の受診を

や重症化の予防を支援してい尿病などの生活習慣病の発症 定健診)を実施しており、 料の特定健康診査(以下、 づくりに取り組んでもらうこ ます。特定健診を通じて健康 険者を対象に、

4 0 円、 得割が2・ 力2720 3

年度と同率 です。 帝の保険料は所得 円で、いずれも前

被保険者も高齢化が進んでいりやすくなりますが、国保の年齢を重ねると病気にかか に比べ5214円増加しましで32万5690円で、前年度 りやすくなりますが、 度化により診療にかかる費用 は増加することが予想されま が増えており、今後も医療費 ます。また、医療の進歩や高 た=上グラフ参照。

の給付に充て

てられる貴重な財 たときの医療費等

被保険者が病気

平成

26

年度

保険料率決まる

源です。そ

年に見込まれる

を抑えることにもつながりま とで、将来的な医療費の伸び に、年に1回、無40歳以上の被保

が8040円、平等割が62の所得割が2・2%、均等割の円、②後期高齢者支援金分 20円、平等割が2万112 ①医療給付費分の所得割が 平成26年度の保険料率は、せたものです。 介護納付金 ② 後期 9 2%、均等割が10介護納付金分の所 局齢者支援金分、 並分の3つを合わ

保険料 の計算方法 して保険料率を決定します。 得や人数、世帯数で割るなど ます。この額を被保険者の所 どを除いた額が保険料になり

般会計からの繰り入れ金な

険料は ①医療給付費

ください

送付します。

6月中旬に通知

険料通知書を、6月中旬にて決定した平成26年度の保新しい保険料率に基づい

免については2面をご参照算方法や保険料の軽減や減なお、保険料の詳しい計

います。 で、前年度と同額になりま円、介護納付金分が12万円 料負担が偏らないよう、 後期高齢者支援分が14万 医療給付費分が51万円、 険料の賦課限度額を定めて から一部の高所得層に保険 介護納付金分が12万円 保

負担金や国・療機関等の容

医療費等から、被保険者が医

窓口で支払う自己

県からの補助金、

益と負担の公平を図る観点 どに違いはありません。受 多寡により異なります 受けられる保険給付な

保険料ご質問 開設

質問コーナー」を設けます。 のため「国民健康保険料ご 等の質問や納付方法の相談 市は、保険料の算定方法

県支出金

国保特別会計(当初予算)

平成26年度

保健事業費

1%

3億9000万円

その他交付金等

一般会計からの

45億1000万円

【受付時間】午前9時~午

繰入金

39%

179億6000万円

その他拠出金等 129億7000万円

28%

歳出

458億円

保険給付費

318億4000万円

70%

歳入

458億円

5%

10%

保険料

109億7000万円

国庫支出金

99億9000万円

22%

23億7000万円

6月19日から

24%

曜は除く 木)~25日(水) 小)~25日(水) ※土・日【設置期間】6月19日

後5時 【会場】市役所本庁舎2階

あります。

納付書は1枚ず

毎月(年10期)納付する必要

.険料は、6月~来年3月

納付できます コンビニでも

◆◇◆◇ 1面からの続き ◆◇◆◇

軽

减

减

得を100分の30にし区分についても給与所か、高額療養費の所得

所得割額を算出するほ分の30にして保険料の

れる場合があります。 詳しくは問い合わせてくだ 所得が少ないなどの理由に 保険料が軽減・ 0798 減免さ 35.

問合せ先

基準額以下の世帯は、 なります)の合計額が下表のける取り扱いは税の場合と異 中の総所得金額等(国保にお 総所得金額と異なります。 す。この場合の所得 軽減される場合がありま 保険料決定のための基準 軽減は該当世帯に自

保険料の軽減

対象を拡大

2の合計 保険料

国民健康保険課 3117

○軽減措置を受けるための世帯の所得金額の合計

離職	受給資格者」か「	○軽減措置を受けるための世帯の所得金額の合計			
者」とされた6歳		軽減割合 ※ 国保被保険者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
		1人	-33万円以下	57万5000円以下	78万円以下
		2人		82万円以下	123万円以下
		3人		106万5000円以下	168万円以下
		4人		131万円以下	213万円以下
	定	※国保から後期高齢者医療制度へ移行された人の所得および人数も 含めます。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあ ります			

要です。雇用保険受給

かる軽減は、申請が必非自発的失業者にか

て判定します。

申請手続きに必要なもの ※印鑑は全てに必要

民生委員の現在無職であることの状況確認

次のうちのいずれか1点▷健康保険資格喪

資格者証と印鑑を持参

など

印鑑のみ

細書、年金支払通知書など)

在所証明など事実を証明するもの

保険料の減免

平成26年度から、保険料の 該当世帯に自動で適用 動的に適用され、 なお、

申請は不要

および2割軽減の対象となる 定基準が緩和され、5割軽減 均等割額と平等割額の軽減判 一帯が拡大されました。 世帯の被保険者全員の25年 で離職され、 非自発的失業者の軽減 離職され、雇用保険の「対象は倒産・解雇等の理

険料 納 付

特

(の所得は対象外) を10 前年給与所得(給与所得以

ります。

減免事由

表のとおりです。

から翌年度末までです。

軽減期間は離職

-旬に保険料決定通知書と-成26年度の納付書は、6 0798 【問合せ先】 35 内に金融機関やコンビニエン 国保収納課 • 3 56)

なる予定の人》

6月~9月は、

普通徴

てください

《10月から新たに

特別徴収に

健康保険料の「特別徴収 一の被保険者を対象に、国民年金を受給している66歳以 年

たら、すでに送付していた納保険料変更後の納付書が届い

後の納付書を送付します。

あった場合は、翌月に変

ない納付書は使用しないでく 付書のうち納期限の過ぎてい 退や減免等による保険料の変

ださ

保険料の特別徴収

お待ちください。

判定の結

(年金からの天引き)

り

の納付書を送付します。

納付書で納める人には残

再発行しますので、ご連絡く

ただくことがあります。8月 りの方法で保険料を納めてい 額等の判定の結果、従来どお

に判定結果を通知しますので

納付書を紛失した場合は

スストアで納付してくださ

の対象予定の人でも年金受給

(納付書や口座振替による支

い)になります。

特別徴収

年度途中に加入・脱

封して送付します。

おり。 ています。徴収方法は次のと金からの天引き) 」を実施し

必要ですので、

問い合わ

徴収開始の人》 《すでに特別徴収されている 年金受給月に特別徴収され 4・6月から新たに特別 金額は通知書で確

当

一の期間を要します。

を

後に納

付し

納期内納付にご協力を

す。その場合は別途手続きが 一替に変更することができま ※特別徴収の人でも、口座 市が確認できるまで相 金融機関等で納 保険料納付には 口座振替の利用を

キャッシュカードでも手続き可能

保険料を口座振替で納付する 金融機関等に行く必要がな く、納め忘れもありません。また、 保険料の還付金が発生した場合、 全て口座への振り込みにより還付 ています。口座振替を利用して いない場合、還付があるたびに振 込口座の申込が必要になり、振り 込みまで相当の期間を要します。

口座振替を利用している場合、 こうした手続きが不要です。申込 方法は次のとおり。

◎金融機関で申込 金融機関 うちょ銀行・郵便局を含む)で申込 を(申込書は市内の金融機関にあ り)。申込には、①世帯主の認め印 ②国保の被保険者証、③金融機関

届け出印、④預貯金通帳が必要 ◎市役所などで申込 金融機関の キャッシュカードで口座振替の手 続きができる「ペイジー口座振替 受付サービス」を、国保収納課 (市 役所本庁舎1階)、各支所、アクタ 西宮ステーションの窓口で実施 ※受付は、祝日を除く月曜~金曜 の午前9時~午後5時半

合や行き違いにより再度納付 すると納付書の再送付のほ 書が届くことがあります。 ことがあります。 か、文書催告書等を送付する 領収証書は必ず保管を 保険料の納期限内の納付 納付書で保険料を納付した 電話で納付確認を行う場 納付のないまま放置

控除の対象になります。申告 切に保管してください。 税金の申告の際に社会保険料 再発行はできませんので、 類です。納付済み領収証書の したことを証明する唯一の なお、国民健康保険料は、 領収証書を納付

料未納分について送付する予

す。必ず領収 してください 合は、 印があるか確認 証書を発行し

ま

の証明として使用できます。

領収証書は、 保険料を納付 書

中の場合も、本来の納期限ま地方自治法により納付誓約 ない場合には督促状を送付 でに期別保険料が完納となら 8月中旬に督促状を送付 8月中旬に平成25年度保険

が減免される場合があると保険料の所得割額 険料を納めることが困などの理由により、保 難なときは、申請をす □保険料の減免事由 保険料の減免が受けられる場合

災害または盗難により資産の3割以上の損 消防署・警察署などが発行する被災程度の確 失があったとき 認ができる証明書およびその他必要な書類 平成25年中の合計所得金額が1000万円以 次のうちのいずれか1点▷雇用保険受給資 下(勤労所得あり)で、引き続き1カ月以上 格者証▷廃業届(税務署提出の控え)▷地区 の失業または休廃業により生活が困難に

平成25年中の合計所得金額が500万円以下 平成26年中の合計所得の見込み金額を算出 で、26年中の合計所得の見込み金額が、25年 する根拠となるもの (申請時点までの給与明 中の合計所得金額の半分以下となるとき

災害・失業・低所得

場合は相談な納付困難な

を

均等割額および平等割額の法定軽減の適用を 受けている世帯で、所得割額が賦課される世帯

1 カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき

社会保険などの被保険者が後期高齢者医療 制度へ移行することにより、その被扶養者 が国保に加入する場合で、国保の資格取得 度の被保険者となったことが明記されてい

基準総所得金額の世帯合計の 20%を超える 保険料が賦課される世帯

26年度

保険料

限度額

77万円

(77万円)

るもの)▷旧被扶養者異動連絡票

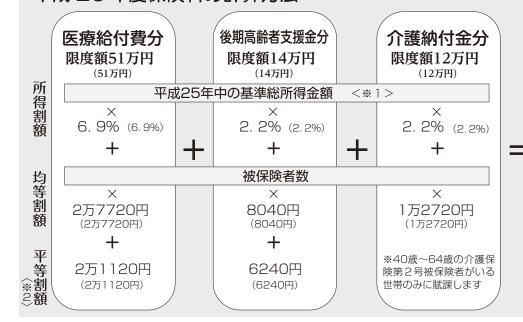
<注1>合計所得金額とは、各種所得の合計で、 定に用いる「基準総所得金額」とは異なります) <注2>上記A~Fのうちで複数に該当する場合は、最も減免額の多い事由を適用します

<注3>上記Gについては、他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用 した後の金額に対して減免します

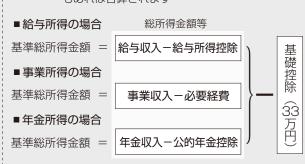
<注4>減免が適用された場合、申請した翌月以降の納期で保険料を調整します <注5>非自発的失業者への軽減が適用された場合、上記G以外の減免と併用できません

平成 26 年度保険料の計算方法

(カッコ内は25年度の数値)



基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除 (33万円)を差し引いたもの。以下の所得以外 もあれば合算されます



注)複数の所得(給与・年金など)の場合も基礎控除は 33 万円です

<※2> 世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行す ることによって、国保の被保険者が 1 人になっ た世帯は、最大8年、平等割額の保険料が軽減 されます。ただし、世帯構成が変更になった場 合は見直すことがあります